

## 令和4年度 いじめ防止に関する全体計画

佐賀市立川副中学校

### 1 目的

- (1) 生徒の生活実態を把握するとともに、生徒間の望ましい信頼関係の樹立を図り、支持的風土に努める。
- (2) いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止に関する取組を教育活動全体で推進する。
- (3) いじめ防止に関する重点的な取組について、特別の教科道徳及び特別活動（学級活動・生徒会活動）の指導領域で計画的に行い、いじめの未然防止に関する生徒の意識や行動規範の向上を図る。
- (4) 保護者に生徒の実態や学校の指導方針及び指導内容を説明し、保護者の理解を深める。
- (5) いじめ防止に関する教職員研修や保護者研修を推進し、学校と保護者が相互に協力し合う体制をつくる。

### 2 いじめ防止に係る重点的な取組

- (1) 対策委員会及び拡大対策委員会の設置
- (2) 生活指導委員会を毎週火曜日（2校時）に定例化し、問題行動やいじめ等を的確に把握し迅速に対応する。
- (3) 教育相談部会を毎月設定し、不登校等、個別に支援が必要な生徒に対応する。
- (4) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、サポート相談員、関係機関等との連携を深め、効果的な対応に努める。
- (5) 学校医による「何でも相談」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (6) QUテスト（学級集団アセスメント）を年2回実施し、生徒個々の実態（心情・希望・困り感等）や学級集団の実態を把握し、学級担任及び学年職員が組織的・計画的に望ましい集団づくりに努める。
- (7) いじめに関する指導内容を特別の教科道徳及び学級活動に位置づけ、QUテストの結果と関連付けながら実践する。
- (8) 生徒会活動年間計画に、人権集会やいじめゼロ宣言等の取組を位置づけ、人権意識の育成を図る。
- (9) 計画的に生活アンケートを行い、生徒の悩みや困り感を把握し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (10) PTA役員、学年・学級保護者会、町区懇談会等の機会において、生徒の実態及び学校の指導方針を説明するとともに、保護者や地域からの意見を聞き、学校・保護者・地域の相互理解を深める。
- (11) 毎月1日の「いじめ・命を考える日」の朝の時間に、人権作文の朗読後、感想を書かせる事により、自らを振り返り、「いじめを許さない」「差別をしない」等の人権意識の育成を図る。

### 3 いじめ防止に関する全体計画

月	いじめ対策委員会	生活指導委員会	教育相談部会	SC 来校日	何でも相談	QU	特別の教科道徳、学活	生徒会活動	生活アンケート	PTA
4		19日、26日、	21日	21日 28日			全校一 斉 SSE  構成的 グルー プエン カウン ター  ソーシ ャルワ ーカー スキル アサー ション トレー ニング	いじめ ゼロ宣 言		役員会 総会
5		10日、17日、 24日、31日	12日 26日	12日 19日 26日	25 日	31 日			2日	役員会
6	14日	7日、14日、 21日、28日、	30日	2日 9日 23日 30日	15 日				1日	役員会
7		5日、12日	14日	7日 14日	13 日			生徒総 会人権 集会	1日	役員会 合同役 員会
8				25日				平和集 会		役員会
9		2日、6日、 13日、20日、 27日	1日 22日	1日、 8日、 22日、 29日	21 日			いじめ ゼロ宣 言	1日	役員会
10		4日、11日、 18日、25日	20日	13日 20日 27日	19 日				3日	役員会
11		1日、8日、 15日、22日、 29日	10日	10日 24日	16 日	11 日			1日	役員会 合同役 員会
12		6日、13日、 20日	1日、15 日	1日 8日 15日 22日	7日			人権集 会人権 集会	1日	役員会
1		17日、24日、 31日		19日 26日	18 日			いじめ ゼロ宣 言	10日	役員会
2	7日	7日、14日、 21日、28日	2日	2日、 9日	8日				1日	役員会
3		7日、14日							1日	役員会 合同役 員会